

==== 公布された規則のあらまし ====

◇ 鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者自立支援法及び障害者基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県障害者施策推進協議会が担任する事務に、障害者に関する施策の実施状況の監視を加える。
- (2) 鳥取県障害者施策推進協議会が担任する事務について定めた規定中、引用する障害者自立支援法及び障害者基本法の条項を改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする(2)の一部及び公布日とするイを除き、障害者基本法の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県内における看護職員の確保を図るため、看護職員奨学金の貸付けの対象者を拡充する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 看護職員奨学金の貸付けの対象者に看護職員確保のための特別の入学枠により鳥取大学に入学した者を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする(2)の一部を除き、公布日とする。